

千葉市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が職務の執行に関し不適正要望等を受けた際の事務処理方法及び不当要求行為等を受けた際の組織的な対応について定めることにより、公正な職務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。

(2) 要望等 職員に対して、口頭等（收受の処理をする文書以外の手段をいい、自宅への電子メールの送信等を含む。）により職務の執行に関して一定の具体的な行為をし、又はしないことを求めるものをいう。

(3) 不適正要望等 要望等のうち、次に掲げる事項を求めるものをいう。

ア 特定の者に対して、著しく有利な、又は不利な取扱いをすること。

イ 特定の者に対して、義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反することを行うこと。

(4) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 市の事務事業に関する要求の実現を図るために行われる暴力、脅迫その他社会常識を逸脱した行為

イ 庁舎等の保全、秩序の維持に支障を生じさせる行為

ウ ア及びイに掲げるもののほか、不当に職員の職務の執行に支障を生じさせる行為

(職員の基本姿勢)

第3条 職員は、法令等を遵守し、要望等に対しては常に公平かつ公正な姿勢で対応するものとする。

- 2 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、不適正要望等及び不当要求行為等に対しては毅然として対応するものとする。
- 3 所属長は、職員に対する不適正要望等及び不当要求行為等の把握に努めるとともに、それらが発生し、又は発生するおそれが生じたときは、職員を適切に指導監督し、組織的対応をするものとする。

(不適正要望等を受けたときの対応)

第4条 要望等を受けた職員（教育委員会の所管に属する学校、教育センター及び養護教育センターの職員を除く。以下この条及び第6条において同じ。）は、当該要望等が不適正要望等であると認めたときは、速やかに所属長に報告するとともに、要望者に対し、当該要望等については公正な職務の執行を損なうおそれがあるため対応できない旨及び当該要望等の取下げを求めてもなお取り下げないときはその概要を公表する旨を伝えるものとする。

- 2 前項の規定により対応してもなお要望者が当該不適正要望等を取り下げないときは、所属長は、不適正要望等対応報告書（様式第1号）を作成し、これを市長に提出するものとする。
- 3 不適正要望等に該当するおそれがある要望等を受けた職員は、速やかに所属長に報告し、当該報告を受けた所属長は、所属する局、区、部又は事務局の長（保健福祉局、都市局又は建設局にあつては次長、中央卸売市場にあつては場長、教育委員会にあつては教育次長を含む。以下「局長等」という。）と協議の上、要望等対応状況報告書（様式第2号）を添えて、不適正要望等の認定について、千葉市公正職務推進委員会に協議するものとする。ただし、要望者が当該要望等を取り下げたときは、この限りでない。
- 4 所属長は、前項の規定による千葉市公正職務推進委員会との協議の結果、当該要望等が不適正要望等であると認定されたときは、要望者に対し、当該要望等については公正な職務の執行を損なうおそれがあるため対応できない旨及び当該要望等の取下げを求めてもなお取り下

げないときはその概要を公表する旨を伝えるとともに、当該要望等の取下げについて要望者の意思を確認し、その結果を千葉市公正職務推進委員会に報告するものとする。

- 5 千葉市公正職務推進委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、不適正要望等のうち要望者が取り下げないものについて、市長に報告するものとする。

(公表)

第5条 市長は、前条第2項及び第5項の規定により報告のあった不適正要望等の概要を公表するものとする。ただし、公表までに要望者が当該不適正要望等を取り下げたときは、この限りでない。

(不当要求行為等の発生時の対応)

第6条 職員は、不当要求行為等を受け、又はそのおそれがあると認めるときは、当該不当要求行為等の日時及び内容、相手方の氏名、連絡先その他必要な事項を記録し、速やかに、所属長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、必要に応じて警告、退去命令その他千葉市庁舎管理規則（昭和40年千葉市規則第25号）に定める措置又は警察への通報等の措置を講ずるとともに、局長等に報告し、その他の対応について指示を受けるものとする。

- 3 所属長は、前項の規定により不当要求行為等に対応したときは、その都度、不当要求行為等対応状況報告書（様式第3号）により、千葉市公正職務推進委員会及び局長等に報告するものとする。

- 4 所属長は、不当要求行為等の内容が重大であり、かつ、慎重な対応が必要であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、局長等と協議の上、対応方針等に関し、千葉市公正職務推進委員会に協議するものとする。

- 5 所属長は、局長等とともに、前項の規定による千葉市公正職務推進委員会との協議の結果を踏まえ、当該不当要求行為等に適切に対応するものとする。

(千葉市公正職務推進委員会)

第7条 不適正要望等に関する対策を統括等するため、千葉市公正職務

推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 不適正要望等の認定について協議すること。
 - (2) 不当要求行為等に対する対応方針及び事後措置について協議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、不適正要望等及び不当要求行為等に関する対策を統括等するために必要な事項について協議すること。
- 3 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 4 第4条第3項本文又は前条第4項の規定により協議を受けた案件について協議する場合においては、委員会に当該案件に係る所管部長を臨時委員として置くことができる。
- 5 委員会に委員長を置き、総務局長の職にある者をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、総務局総務部長がその職務を代理する。
- 8 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 委員会は、必要があると認めるときは、不適正要望等又は不当要求行為等を受けた職員、その所属長その他の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 10 委員会は、必要があると認めるときは、公正な職務の執行の確保に関し優れた識見を有する者の意見を聴くことができる。
- 11 委員会の庶務は、総務局総務部人事課において処理する。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（千葉県不当要求行為等対策要綱の廃止）
- 2 千葉県不当要求行為等対策要綱（平成15年4月1日施行）は、廃

止する。

別表

総務局長
総務局総務部長
財政局資産経営部長
市民局市民自治推進部長
中央区長
建設局土木部長
教育委員会事務局教育総務部長
市長が指定する職員

様式第1号（第4条関係）

不適正要望等対応報告書

年 月 日

局・区 課

件名	
内容	日時 場所 対応職員 要望等の内容 (上記のうち不適正要望等に該当する要望等) (不適正要望等に該当する要望等を公表することの伝達) 伝達した ・ 伝達しなかった
要望者	住所： 氏名： (要望者が団体の場合 団体名： 代表者：) 連絡先
局長等の指示	
対応結果	(要望の取下げの有無)
その他	

様式第2号（第4条関係）

要望等対応状況報告書

年 月 日

局・区 課

件名	
内容	日時 場所 対応職員 要望等の内容 (上記のうち不適正要望等に該当するおそれのある要望等) (不適正要望等に該当するおそれのある要望等を公表することの伝達) 伝達した ・ 伝達しなかった
要望者	住所： 氏名： (要望者が団体の場合 団体名： 代表者：) 連絡先
局長等の指示	
対応結果	(要望の取下げの有無)
その他	

様式第3号（第6条関係）

不当要求行為等対応状況報告書

年 月 日

局・区 課

件名	
内容	日時 場所 対応職員 不当要求行為等の内容（要求の有無 有 ・ 無 ） （現場の状態） （要求の内容（要求ありの場合））
相手方	住所： 氏名： （相手方が団体の場合 団体名： 代表者： ） 連絡先
局長等の指示	
対応結果	
その他	

